

# 工事費内訳書提出要領

## 1. 目的

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第12条及び第13条の規定に基づく建設工事の入札に係る入札金額の内訳を記載した書類(以下「工事費内訳書」という。)の提出について、必要な事項を定める。

## 2. 対象工事

競争入札により行う全ての工事。

## 3. 記載内容及び提出時期

工事費内訳書の記載内容については別記様式とし、入札時に入札書と同時に提出するものとする。

なお、工事費内訳書は初回入札時のみ提出するものとし、再入札時には提出を求めない。

## 4. 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ・工事費内訳書の未提出又は未記入等の不備があるもの
- ・日付、宛先、住所、商号・名称、代表者名並びに整理番号、工事名の記載のないもの、又は誤りがあるもの
- ・代表者の押印又は代理人の表示と押印を欠いたもの
- ・鉛筆書き等により意思表示の不明瞭なもの
- ・工事費内訳書の工事価格と入札書記載金額が一致しないもの

## 5. 落札者の効力を失う場合

工事費内訳書に計算誤りが判明した場合は落札者となれない。この場合、次点者の繰り上げを行い落札者とする。

## 附 則

この要領は、平成27年8月10日から施行する。